

議会改革調査特別委員会記録

平成24年10月31日(水)

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成24年10月31日（水）

出席委員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時2分）	2
決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて	2
常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて	2
通年議会について	7
休憩（午前10時34分）	8
再開（午前10時34分）	8
議決事件の拡大について	11
市長による政策形成過程の説明努力を求めることについて	13
議長の任期及び選出方法について	15
陳情、請願の取り扱いについて	16
散会宣告（午前11時33分）	19

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成24年10月31日（水曜日）

出席委員（9名）

委員長	大森 由紀子	委員	大地 正広
副委員長	高橋 伸介	委員	福留 利光
委員	前田 富枝	委員	大橋 智洋
委員	堤 幸子	委員	堀井 勝
委員	木村 亮太		

枚方市議会委員会条例第21条による出席者

政策企画部長	北村 昌彦	財務部長	高井 法子
--------	-------	------	-------

本日の会議に付した事件

1. 決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて
2. 常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて
3. 通年議会について
4. 議決事件の拡大について
5. 市長による政策形成過程の説明努力を求めることについて
6. 議長の任期及び選出方法について
7. 陳情、請願の取り扱いについて

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下 寿士	事務局係長	居内 琢磨
事務局次長	五島 祥文	事務局係長	尾田 岳志
事務局課長	大西 佳則	事務局係長	吉田 章伸
事務局課長	沖 卓磨	事務局主任	井上 淳子
事務局課長代理	田中 朗	事務局主任	鈴木 義久

~~~~~

○大森由紀子委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時2分 開議)

○大森由紀子委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○大森由紀子委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○大森由紀子委員長 これから調査に入ります。

○大森由紀子委員長 まず、決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて及び常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについてを一括議題とします。

○大森由紀子委員長 本2件については、提案会派から御提出の資料に沿って、3つの論点に分け、委員間での御協議をお願いしておりましたが、そのうち、前年度決算の早期議決に向けた決算特別委員会、議会開催日程の調整については、前々回の委員会において、第3回定例会の会期を延長し、その会期内で決算特別委員会の審査、決算の認定議決までを行うということで委員の皆さんの御意見を集約させていただきました。

また、予算・決算特別委員会に事業仕分け機能を持たせることについては、前回の委員会において、決算特別委員会の事業仕分け機能の強化につながるよう、事務事業実績測定調書の早期公表を求めることで集約させていただいたところです。

さらに、全議員が予算・決算審査に参画できる仕組みへの改革については、前回の委員会において、現行の予算・決算特別委員会の運営方法を継続した上で改善点を探るという方向性で集約させていただきました。

つきましては、本日、現行の予算・決算特別委員会の運営方法の改善点について、御協議をお願いいたします。

この点につきましては、現行の予算・決算特別委員の選出が、会派所属議員2人につき1人の割合となっていることから、会派に所属をしていない議員の方に対する考え方が課題となると思います。

まずは、この点に絞って、具体的な改善点について委員間で御協議をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋伸介委員 私どもの会派で話し合いましたが、今回、各派代表者会議の中で、現行の3人会派を堅持するという方向が出たところです。ただし、御存じのように、お1人またはお2人でも、会を名乗ることができる。ここまで進んできたわけでございます。

結論から申しますと、私どもの会派では、現行どおりということで落ち着きました。次の任期については、既に定数の2人減というのを決めていることもありまして、32名のもとでまた新たな会が編成される可能性もあります。ですので、このことについては、今後、新たな任期のときに、再度、御協議するというところでいかがかなというところでまとまっております。

○大地正広委員 この件について私どもの会派で話し合わせていただいたのですが、先ほど高

橋副委員長がおっしゃったように、各派代表者会議で決定した会派に対する考え方を受けて、現行どおりの形がいいのではないかという意見にまとまりました。

○堤 幸子委員 会派に所属していない議員の方に対する考え方ということでは、会ということになっていきますので、大地委員が言われたように、とりあえず今は現状どおりということなのですが、今後、やっぱりどこかできちっと考えていかないといけない問題ではないかという意見がありました。ただ、現在のところは、現行どおりということ。

○木村亮太委員 各派代表者会議で決まっているというところもありますので、既におっしゃられた3人の方と基本的には同じ内容になります。ただ、高橋副委員長もおっしゃったとおり、次の任期からは32人になりますので、そのときに会派の定数というものをどうするかとか、今、会と会派というのが2つあるわけで、その違いとかをもう一度議論していくことは必要と思います。

○前田富枝委員 今、高橋副委員長と木村委員がおっしゃったように、私の会派も、基本的には現行どおりということ。議員定数が削減されるということで、こうした話をいつ、どのタイミングで議論するのか、議会改革調査特別委員会の中でやっていくのか、ほかの場でやっていくのかというのは別として、これから考えていかないといけないとは思っています。とりあえず今は現行どおりで結構です。

○大橋智洋委員 私どもの会派では、この論点について一定提案させていただいていたところもあるのですが、きょうの時点では、皆さん方がおっしゃったように、現行どおりでいいという考えを持っております。

○堀井 勝委員 うちの会派は、当初から申し上げていたとおり、2人で1会派というようにしたいということで変わりありません。

○大森由紀子委員長 委員の皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、先ほどから出ております各派代表者会議における会派に対する考え方についての議論を踏まえ、今任期中においては、予算・決算特別委員会における会派に所属していない議員に対する考え方についても、従来どおりとすべきとの御意見が大勢でございます。

ただし、次任期においては、定数が2名削減されることもあり、主義主張を同じくする会派と類似した位置付けの2人の会が結成されることも考えられますので、その際には改めて、しかるべき場でその取り扱いについて御協議いただけたらと思います。

以上のことを確認させていただき、次の論点に移らせていただきます。

○大森由紀子委員長 次に、現行の予算・決算特別委員の選出が会派所属議員2人につき1人の割合となっていることから、会派所属議員が奇数である場合、発言時間に一定の配慮が必要かどうかという点が問題になると思います。

次に、この点に絞って、具体的な改善点について委員間で御協議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○木村亮太委員 こちらに関しましては、私どもの会派では、以前から提案しているとおり、奇数会派の時間配分を平等な形にできればということで、例えば、今でしたら、A日程とB日程を合わせて3人会派で1時間、4人会派で2時間になっていると思うんです。ですので、1人増えるだけで1時間増えてしまうので、各日程で1人30分計算になるんですね。だから、3人会派であれば、総務・文教所管分野と厚生・建設所管分野で1時間半、4人会派で

あれば、総務・文教所管分野と厚生・建設所管分野で2時間というように、単純に奇数会派は偶数会派の間をとるといような考え方なんですけれども。それでいかがかなと思っております。

○堤 幸子委員 うちの会派も、1人当たりの質疑時間については、今、木村委員がおっしゃられたように、3人会派なら15分間をプラスしてという考え方で時間を確保していくというのはいいと思うのですが、時間をきっちりと決めてしまわないといけないものなのかという意見もありました。

今の話だと3人会派だったら、例えば、A日程で45分ということですよ。それ自体はいいと思うのですが、時間をきっちりとという部分については、あまり長時間になるというのは想定していないのですけれども。その45分という切りを決めてしまわなくてもいいんじゃないかという意見もありましたので、それだけ付け加えておきます。

○大橋智洋委員 先ほど委員長からもお話がありました、各派代表者会議の会派に所属していない議員に対する考え方のところで、2人での会派は認めていかないという結論がありました。その流れからすると、また、2人につき1人の決算特別委員を出しているということもあわせて考えますと、むしろ現行どおりの方が自然なのではないかと思えます。要は、その2人は見ないということになっていますから、私どもの会派では、3人会派であっても現行どおりの方が自然という意見を持っております。

○大地正広委員 私どもの会派では、基本的には、皆さんがおっしゃっているように、時間的な配慮ということで、3人会派は3人分の時間、45分と45分という配分がいいのではないかという意見になりました。

○前田富枝委員 先ほどから45分、45分というお話をされているのですけれども、今、A・B日程合わせて1人1時間で、それをプラスしていこうという考え方でいいのですよね。うちの会派も3人で、自分で言うのもなんですけど、延ばしていただけるものなら延ばしていただく方がいいという意見にまとまりました。

○福留利光委員 大橋委員の補足なのですが、我々はもともと提案会派でございまして、本来の趣旨というのは、会派という部分ではなくて、一個人の議員として、質疑の機会を確保するというのが、決算特別委員会でも予算特別委員会でも、そして一般質問においても、あるべき姿ではないかという考え方です。

先ほどの議論で、会派に所属していない議員に対する考え方というのはある程度、方向性が見えたのですが、会派という部分で、次のステップとして3人会派をどうするかという議論は、どちらかと言えば、やはり1人の個人の議員として見たときに、すべてを公平にするのであれば、先ほどの議論も含めて、時間配分が少しおかしくなってくるのではないかと思います。

我々は、本来であれば、全議員が質問する権利を持つということをもともと申し上げましたので、我々の会派では、先ほど大橋委員も言われたように、現状どおりでいいのではないかという結論です。

○高橋伸介委員 今、ちょっとお聞きしていて、2つの問題がごっちゃにされているように思うのです。

今までの議論の経過というのは、交渉会派を3人でいくというのは、各派代表者会議で

お決めになったわけですね。そして現在、その交渉会派で運営している中で、人数的な部分で問題があるのではないかという指摘があつて、今回、議論を進めていると思うんです。

今、全議員にというのは、原則論として、予算・決算特別委員会も全議員でという趣旨ですね。一般質問などは全部均等に時間が配分されておりますので、予算・決算特別委員会でも全議員でというのがもともとのお考えだということですね。そこだけ確認させていただきたいと思います。

○福留利光委員 そのとおりです。

今、我々の会派は8人いて、予算・決算特別委員会に出られるのは4人ですよ。無会派の人がどうのこうのではなくて、我々の会派で見ていったときでも、1つの会派だから同じ意見を持っているかどうかというのはちょっと違うところがありまして、8人全員が質疑することによって、個別の意見がそれぞれ言えるというところもあります。

恐らく、高橋委員が言われている話というのは、会派ありきで運営していきましよう。要は、その中で時間配分を見極めていきましようというところが趣旨ではないかと思うのですが、当然、各派代表者会議で最終的に会派という部分は決まりました。名前は認めますが、基本的には会派は現状どおりでいきましよう。これは、我々も賛同いたしました。その会派の考え方はいいんですよ。ただ、この中身については、会派とは別の視点で、もう少し深く掘り下げて、いわゆる個を大事にしていきたいというところで、今まで我々は考えてきたのです。

ただ、それが、前々回ぐらいから、考え方として、やっぱり全体を合わさないといけないということになってきて、そうであれば、現状どおりでもいいでしょうということに落ち着いてきているのは事実なんです。それと、その中身の再配分の話になってきましたら、我々の会派としてももう一度議論していかなければならないと思っています。

○高橋伸介委員 今、福留委員がおっしゃっているのは、基本的に2人会派を交渉会派として認めてほしいということに集約できるのではないかなと思います。

○福留利光委員 違いますよ。

○高橋伸介委員 違いますか。

○福留利光委員 全然違います。

○高橋伸介委員 そうではない。

○福留利光委員 全然違います。先ほど申し上げましたように、会派は、現状どおりで結構ですよ。

○高橋伸介委員 それならもう一度、聞き直します。

会を認めようというところまできたと。要するに、やっぱり議員ですから、無会派ではなくて、名称だけでも、名前を付けるのはOKにしましようということ。1人でも会を名乗ることができる、またそのときは、2人が合意されたら、2人でも会を名乗るのはOKという雰囲気がありましたよね。2人がまとまられても会として認めるという雰囲気。

○福留利光委員 この場ではなくて、各派代表者会議での話ですね。

○高橋伸介委員 各派代表者会議のね。その中で、2人でまとまられたら、予算・決算特別委員会も考えないといけないねという意見は、各会派、お考えになっていたというふうに聞いているんです。私どももそうでした。ただ、今回、今任期は3人会派を交渉会派とするとい

うことになりました。今任期は3人会派を交渉会派として、名前を付けるのはOKというところまでできました。

予算・決算特別委員会については、一応ベースとしては3人、交渉会派を前提として、今回、話をしているわけなんです。その中で、時間配分について考えていて、3人会派は、今、4会派あります。現実的な話です。ちなみに、前任期は、それでも3人会派が3会派ぐらいあったと思います。だから、ある意味、3人会派、5人会派において、2人に1人という流れの中で、1人は切っていたわけ。そして、今回、今までそうしていたこと自体がちょっとおかしかったんだねという話になったわけで、せっかくの交渉会派にもかかわらず、奇数会派の1人はないものになってしまっていたというルールの中で、要するに、3人会派を前提とした中で、この時間配分というのをやっぱり修正していくべきではないかという議論になっていると思います。

ですから、この場につきましては、やっぱりそこは分けてお考えいただきたい。今、福留委員がおっしゃっていることについては、根源的な部分もあるかと思うんです。しかし、それは、やはり各派代表者会議も交えてもらって提案していただくということで、今までの流れを基準に考えていただきたいと思うわけです。どうでしょうか。

○福留利光委員 基本的に、会派の考え方は理解しているんです。今、会派ありきで考えているという状況も理解しています。

ただ、我々が言ってきたのは、会派は置いておいて、いわゆる個を大事にしようという部分を言ってきました。本当は、本質の部分で、やっぱり全議員が質問できる機会を設けるのがベストであるというのが、我々の最終的な結論なんです。ただ、そうはいかない部分もあるというところで、今後の検討課題にしてもらったらいいと私は思います。

今期の部分というのは、3人会派をどうするのかという問題ですよ。今までの流れの中で、そうなった経過というのが恐らくあったと思うんです。それは調べていないのでわかりませんが、何か経過があって、現状の姿があるのではないかと思います。やっぱり、そこも経過があるから、今の流れになってきたということで、もし3人会派をどうこうするのであれば、もう一度原点に戻っていただいて、各議員にそれぞれ時間配分して、34人が全員質問できるような形にすれば、そういう問題もなくなりますよということをあえて申し上げたいと思っているんです。

○高橋伸介委員 福留委員がおっしゃっていることは、そのお考えというのは、当初から一貫していますから理解しているんです。ただ、ここまで話が進んできた中で、せっかく個を大事にされると言うのであれば、今、3人以上の会派を交渉会派としているという中で、1人の部分の時間配分を考えましょうと。こういう話をしているんです。

○福留利光委員 わかりました。

○高橋伸介委員 だから、先ほどもお話があったように、次の任期で議員定数が2人減れば、またいろいろと会派の問題が出てくると思うんです、会派か会かはわかりませんが。それは、そのときに新たにお考えいただくということを各委員もおっしゃっていたように思いますから、とりあえず、今回については、現行の枠組みの中での3人、5人、奇数会派の時間配分をお考えいただくことはできないものではないでしょうか。

○福留利光委員 趣旨は大体わかっているのですけれども、我々の会派としては、そこまで深

く掘り下げて議論はしておりませんので、基本的には、現状維持でいきたいと思いますというのが、今の段階での結論でございます。したがって、3人会派、奇数会派の時間配分をどうしようという具体的な話は今のところ一切していませんので、それはまた別途持って帰らせていただいて、会派としての意見を再度申し上げたいと思います。

○堀井 勝委員 我々はしゃべるために出てきていますので、私は、できるだけ発言の機会や時間などは多い方がいいと思っています。ですので、そういう機会をたくさん設けるのは、当然のことだと思います。

できるだけ発言の機会や時間を確保していただきたいというのが私の意見です。

○大森由紀子委員長 さまざまな御意見が出たわけですが、きょうまでの本委員会の中で、まず、福留委員が提案された、全議員で予算・決算審査をしようというところ、多分、それが趣旨だったと思うのですが、それについては、今の会派の在り方の中で、2人につき1人を代表として出すということで全員が参加していることになるという意見が大勢であり、予算・決算特別委員会については、今の体制でいきたいと思います。

そして、その上で、改善点があるのかどうかというところで、奇数会派の時間配分はどうかということになりましたので、今まで議論を積み重ねてきていただいた、会派で2人につき1人を代表として出すやり方で予算・決算特別委員会はやるという流れの中で、奇数会派、現在5人会派はないので、特に3人会派の時間配分をどうするのかという点に限って、御議論いただきたいと考えています。

福留委員は会派に持ち帰って御議論していただくということで、よろしいですね。

○福留利光委員 はい。

○大森由紀子委員長 では、次回、この点に絞って、もう一度御協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大森由紀子委員長 次に、通年議会についてを議題とします。

本件については、通年議会の導入を前向きに考えながら、個別の論点の協議を継続し、その後、本委員会として、最終的な判断を行うこととなっております。

前回の委員会においては、通年議会の会期を5月から翌年4月までとすること、通年議会の会議の種類や一事不再議の考え方について、四日市市議会等の先進市議会を参考にさせていただくことを確認させていただきました。

また、通年議会を導入した場合における専決処分の在り方については、地方自治法第180条の規定による専決処分の範囲を拡大する方向性には否定的な御意見が大勢であり、さらに、通年議会を採用する限りは地方自治法第179条の規定による専決処分を一切認めるべきではないとの御意見もありました。

ただ、市税条例の改正については、その根拠となる地方税法の改正が3月31日に行われ、4月1日に施行されるということが想定される状況では、真に議会を招集する時間的余裕がないという事態も考えられます。

以上の点を踏まえ、ただいまから、通年議会を導入した場合における専決処分の在り方について、委員間で御協議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○堤 幸子委員 前回、3月31日の市税条例に関する専決処分の取り扱いについては、四日市市議会夕方5時から議会を開いているということで、本市でも手続を行っていくことは

可能という御答弁を財務部長からいただきました。ただ、うちの会派で話したときに、四日市市議会で実際にどうされているのか知りたいという声があったんです。

議会運営委員会で提案されてから、議会が開かれるまでの時間がすごく短いということであれば、こちらの方で、その議案についての調査が十分にできないという問題点があるということで、そうしたところも、四日市市議会ではどう対応されているのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○山下寿士市議会事務局長 現時点では、そのことについて、新しい情報や資料等を何ら持ち合わせておりません。後刻、こちらの方で把握に努めたいと思います。

○堤 幸子委員 そこがうちの会派で出された問題点で、知りたいということでした。

ただ、地方自治法第180条の拡大というのは、本委員会でもこの間、それを認めたら今までどおりではないかという意見もありましたので、それについてはもう変えないということです。ですので、179条の取り扱いというところで、今言った部分を教えていただければ、会派でまた話し合いたいと思います。また、皆さんの御意見もお聞きできたらと思います。

○堀井 勝委員 通年議会ですから、僕は、原理原則を曲げたらいけないと言っているんですけども。例えば、3月31日だけ特例という形で専決を認めるということになれば、その報告を受けるだけですよね。

議会は、通年議会で、一年じゅう開いているわけですし、また、議決をするのが議会であり、議決をしないで後にその報告を受けるというのはナンセンスだと思うんです。やる以上はやっぱり徹夜になっても、時間が12時を過ぎたとしても、開会さえ3月31日にやっておけば継続されるわけですから、そうあるべきだと思います。ですから、原理原則は曲げるべきでないですし、いくらでも時間をかけてやったらいいと思っています。

○沖 卓磨市議会事務局課長 3月31日から4月1日にかけてということですが、年度が替わってしまいますので、3月31日中に議決していただくという形になると思います。

○大森由紀子委員長 日にちをまたぐとどうなるのですか。（「議会は開会されたままと違うのか。」と述ぶ者あり）（「日付が変わるとだめだ。」と述ぶ者あり）

○沖 卓磨市議会事務局課長 日付が変わると閉会になりますので、3月31日に議決していただくということになります。（「どこにそんな案文があるのか。書かれたものを見せて。」と述ぶ者あり）

○大森由紀子委員長 暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○大森由紀子委員長 委員会を再開します。山下事務局長。

○山下寿士市議会事務局長 今回の市税条例に限った話で言いますと、新年度の4月1日が施行になりますので、その議論については、3月31日で決着しないといけないということです。それ以外の議案であれば、延会手続をとって4月1日以降に議会を開いても何ら問題ないということです。

今、ちょうど議題となっているのは、市税条例の取り扱いをどうするのかということですので、これに限って言えば、もうその日しか、1日限りの時間しかないということです。

○堀井 勝委員 ですから、3月31日に決着できるようお互いに努力したらいいのではないかと僕は思うんです。要は、できないのだったらもうできないということで、もうそれこそ、市税条例もほってしまわないと仕方がない。できないのだったらということですよ。しかし、それは、決着できるようにお互いが歩み寄って、努力しないとイケない。ただ、議決はするべきだというのが基本的な考え方です。

○高橋伸介委員 通年議会については、私どもの会派でもいろいろと意見が出ましたが、はっきり言って、まだやっていないのですから、イメージできないのです。ただ、結果として、やってみて別に問題はないだろうという考えでは共通しました。というのは、四日市市が完璧にやっているということですが、ほかはそうではありませんで、地方自治法第179条の専決処分も使っています。180条というのは、多分、議会基本条例の趣旨に合わないというようなことで、前回、これはやめようねという話でしたよね。

結局、この議会基本条例というのは、自治体の規模に応じたいろいろなアローアンスを加えているところもあれば、また、そうでないところもあって、自由だというのが会派の結論です。

早い話、執行部である行政と、監視機関である議会、この車の両輪が、小さな自治体ほど接近しています。人口が多い都市部の自治体ほど、政党の会派があるように、距離が結構あるんですね。ですから、私どもの会派では、この179条については、やはり一定、やむを得ない部分があると思っています。地方自治法でわざわざ規定を設けているのは、そういう趣旨だろうなど。

そして、3月31日の市税条例については、いつも5月臨時会の役員改選のときに報告を受けて終わるのですが、厳しい争点にはなっていません。質問もそう出ていないし、調べますと、過去、反対だという意見表明も出ていないのです。とするならば、まあ、枚方ほどの規模の自治体だったら、年度末ぐらいは、執行権での専決というのを認めてもいいのかなというところですよ。

ただ、先の話になりますけれども、提案会派でもありましたので、通年議会すぐやろうね、いいねということで主張していました。けれども、これは議会基本条例のところでもっといろいろ出てくるし、視察も行くし、また、自治体規模に応じた通年議会というのがあっていいというところで、その条例を執行するときに、ある程度集約できたらいいという意見でまとまりつつあるところです。

○大橋智洋委員 私どもの会派も、この専決処分の取り扱いの3月31日のところについては、当然、努力は大前提としまして、高橋副委員長がおっしゃったように、できなければいたし方がないと考えております。

それから、少し先の話になるのですけれども、この通年議会を導入するのかどうかという点については、僕らは一貫して、将来的に、見据えながらというような言い方をさせていただいております。それまでは、仮にこの専決処分の在り方等々が通年議会の主な論点であるとするならば、臨時会の招集をお願いするなどして対応するとか、そういったことも含めて、議会基本条例の中で、もう少しはっきりさせていけばいいのではないかというふうに現状では考えております。

○大地正広委員 私どもの会派も、通年議会の市税条例の件については、会派でも話し合わせ

ていただきました。通年議会には、会派として賛成の立場をとらせていただきたいというふうに思っていたのですが、この市税条例の件について不能な形であったら、何にもならないのではないかと思います。先ほど御意見がありましたように、議論するに足りる状況がそろっていて、みんなで話し合う時間があるような状態であればいいのですけれども、例えば、数時間しかない中で、準備してやらないといけないというような状況で、どうしても専決を認めない、あるいはそうあるべきではないという理由でやってしまうのはいかがなものかというような意見もありました。

また、何とか市税条例だけに限った、何か特例というか、市税条例に限らずとも、物理的に難しいもの、例えば、緊急を要する災害時の取り決めなど、時間的に本当に猶予がないような場合には、何らかの措置やそういった考え方ができないものかというようなことで、議長、副議長に一任するような体制など、そういったことをもう少し議論してもいいのではないかという意見も出ていました。

○堀井 勝委員 せっかく高井部長に出席していただいているのでお聞きしたいのですが、例えば、3月31日が日曜日であった場合、行政はどうするのですか。どういう扱いになるのですか。

○高井法子財務部長 今、四日市市の先進事例ということでいろいろと御議論いただいているのですが、この四日市市が緊急会議という形で招集されましたのが、実は3月31日でなく、3月30日の金曜日で、31日は土曜日でした。議会の日程としては午後5時に開議されて、それから議決されております。

ですから、四日市市ではそのように判断されたわけですが、本市の方でどうするかというのは、議会の方で日程調整されることと思います。

○堀井 勝委員 そうではなくて、行政としてどうなのかをお聞きしたいわけです。今、土曜日、日曜日は休みです。その場合、行政としてどういう扱いをされるのかということです。

○高井法子財務部長 それは、国会における可決の時期ですよ。国会で可決されるのが土曜日、日曜日になったのであれば、それに合わせて、当然、行政としての対応も土曜日、日曜日になりますので、上程いただく議案の提出など、そういった手続は土曜日、日曜日に行うということになります。

○堀井 勝委員 今、お聞きしていると、土曜日、日曜日であれば、簡単に言うと、やらないということです。国会だって、土曜日、日曜日は絶対開きません。金曜日の昼になったら、もう国会は終わります。月曜日の午前中も休みです。月曜日の午後から金曜日の午前中まで国会は動いていますが、あとは休んでいるわけです。ですから、お互いに努力して、何とか間に合うようにしたらいいことで、あまり取り越し苦労をする必要はないのではというのが私の意見です。

○前田富枝委員 私どもも、先ほど高橋委員がおっしゃったように、もうひとつイメージがわからないというのが、実際にあるんです。3月31日の件についてもそうですし、議会を開こうと思ったら、もちろん、議会運営委員会も開かないといけません。すぐに言って、じゃあ、すぐにやりましょうというふうになるのかどうか、3月31日に必ずあるのかもわかりませんから、多くの方がおっしゃっているように、議会基本条例の中でもうちょっと掘り下げて議論していったらどうかというのが、会派としての意見です。

○木村亮太委員 我々の会派のスタンスとしては、それこそ夜でもやったらいいというのが基本にあります。そこは堀井委員と一緒になんです。

ただ、通年議会とはどういうことかというところにもう一度立ち返って考えてみると、我々は提案会派になっていますが、目的は2つあって、結局、議会でいろいろな議論や審議をしていく場をもっとつくっていきましょうというところが一つ、もう一つは、専決処分はできるだけ控えようというところであると思うのですけれども、それは、専決処分の中でも政策的なものをというところだと思っております。そういう点で言うと、市税条例の改正は、うーんというところがあります。正直、あまり例外というのは認めたくないのですが、こちら辺に関しては、どうなのかなと考えるところです。（「もうちょっとはつきり。」と述ぶ者あり）特例というのも一つの手段であると思えますし、そこら辺が落とすどころと考えております。正直、すごく難しいです。

ただ、このことが、通年議会を運用していくに当たって確かに論点になると思うのですけれども、すごく大きな課題になるのかどうかというのはちょっと疑問なんです。もちろん議論しないといけない部分ではあるのですけれども。

○大森由紀子委員長 各会派からの御意見をいただきました。その中では、通年議会を導入した場合において、地方自治法第179条の規定による専決処分を認めるべきではないという御意見もありました。しかし、市税条例などでは、根拠法である地方税法の一部改正法が年度末に公布されることなどもあったことから、やむを得ないときには、同条の規定により専決処分も認め得るといふ御意見もございました。

さまざま議論があった中ですので、いま一度、会派に持ち帰っていただきまして、次回にまた議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、議決事件の拡大についてを議題とします。

本件については、前回の委員会において、理事者から、総合計画について規定する条例を策定するとともに、その中で、本市の基本構想を議決事件として規定するという方向性をお示しいただきました。

しかし、総合計画以外の本市における各種計画の実態については、把握できていないということでしたので、今回までに調査していただき、資料を提出していただくこととなっております。

つきましては、本日、その資料について、まずは理事者から説明をお受けしたいと思えます。北村政策企画部長。

○北村昌彦政策企画部長 では、本市が施策に関して策定した、あるいは策定予定の計画につきまして、資料に沿って説明させていただきたいと思えます。

お手元の資料1、所管計画一覧をごらんいただきたいと思えます。

一覧には、法定の計画を、計画期間の長いものから順に記載をしております。計画期間の定めのないものにつきましては、計画期間のあるものの後ろ、28番から記載しております。

まず、この計画名の右の欄に、その策定年月と計画期間、計画年数を記載しています。策定予定のものは、括弧書きで予定としております。計画年数の右の欄におきまして、各所管計画の策定根拠を示しており、括弧書きは策定当時の根拠を記載しております。例えば、1

番の第4次総合計画は、策定当時は地方自治法で計画策定を義務付けられておりましたが、法改正によりまして策定義務がなくなったため、地方自治法を括弧書きで記載しているということでございます。

一番右の欄でございますが、法定による策定義務のものは丸印を、策定が努力義務のものは三角印を記載しております。策定根拠の欄と同様に、策定当時と異なっている場合は、括弧書きで示しております。

一覧に書かれています計画は、法律だけではなくて、条例や上位計画の定めに基づいて策定したのも記載しております、合計で35計画ということになっております。

以上、簡単でございますが、資料の説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、総合計画の基本計画を初めとした本市の計画のうち、議決事件として新たに規定すべきものがあるのかという点を含め、委員間で御協議をいただきたいと考えています。いかがでしょうか。

○木村亮太委員 今回、資料をお出しいただきありがとうございます。北村部長に質問させていただきたいのですが、こちらで、市の計画というのがすべて網羅されているという認識でよろしいのでしょうか。

○北村昌彦政策企画部長 今回、資料としてお示しさせていただいたのは、条例も含め、根拠がある計画ということです。このほかにも、市が策定すべきということで、市の独自の判断により、いわゆる決裁で策定した計画というのも、当然、たくさんあると思います。

○木村亮太委員 ありがとうございます。この35計画以外にもあるということですね。

今お聞きしたような基準で作成されたのだと思うのですが、企業会計のもの、例えば、病院の経営計画などもあるかと思えます。そういうものは、根拠法令や条例による策定義務、また努力義務もないことから、この資料にはピックアップされていないということでしょうか。

○北村昌彦政策企画部長 企業会計にかかわるものということで、今、複数あると思うのですが、例えば、水道ビジョンにつきましては、決裁処理で策定しておりますので、ここには載っていないということだと思います。

○木村亮太委員 まず、実際に本市の計画がどれだけあるのかを知りたかったのですが、この資料でお出ししていただいているのも、言ってしまえば一部になろうかと思えます。仮にこれらをすべてやるとなると、なかなかのものになりますねとしか今は言えないのですが。

我々の会派としては、一旦、持ち帰りさせていただきたいと思っています。ただ、このピックアップの仕方をどうするのかというところがすごく気になりまして、会派によって、この部分は力を入れていきたいというのが本当にあると思うんですね。その中で、今回、この資料には根拠法令がないから出ていない、決裁レベルなので出ていないという計画がある中で、例えば、35計画を全部やりましょうとか、35計画のうちこれとこれにしましょうとかいう議論をしてしまっているのかなという点が若干疑問ではあります。かといって、じゃあ、決裁レベルのものまで全部出してくださいと言うと、ちょっとどれくらいの数になるのか想像がつかいません。

ただ、もちろん、この35計画の中から決めるだけでも大変だとは思いますが、資料に入っていないものもあることを考えると、そこら辺の整理をどうすべきなのかというところが

難しいという点だけ意見させていただきます。

○大森由紀子委員長 この計画は、今回初めて御提示いただきましたので、それぞれの会派の方も同じ思いはあると思うのですが、もともとの提案会派である日本共産党議員団は、どの計画をというふうにお話ししておられましたでしょうか。

○堤 幸子委員 一応、都市計画マスタープランや新子ども育成計画、環境基本計画などが会派の中で挙がったのですが、今、資料を見ただけでも、ほかにもたくさんあるので、持ち帰らせていただいて、もう一度検討したいと思っております。（「済みません。計画が資料の何番か教えてもらえませんか。」と述ぶ者あり）都市計画マスタープランが33番、新子ども育成計画が。

○北村昌彦政策企画部長 20番。後期計画ですね。

○堤 幸子委員 そうですね。20番。環境基本計画が6番。それと、介護保険に関する計画というのも会派の中での話で出たのですが、ありますか。

○北村昌彦政策企画部長 26番。

○堤 幸子委員 ありました。26番。とりあえず、会派で話したときに、その4計画ぐらいは出ていました。ただ、資料を見て考えたいという意見もありました。

○大森由紀子委員長 それでは、提案会派の方から、今、個別の計画名が出されましたが、皆さん、きょう初めて資料を見たということもありますし、これらの計画を議決事件に加えるのかどうか、また提案の趣旨も含めまして、慎重な議論が必要だと思いますので、いま一度、会派に持ち帰っていただき、次回以降に改めて御協議をお願いしたいと考えております。

委員の皆さんにおかれましては、次回までに会派内の取りまとめをよろしくお願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、市長による政策形成過程の説明努力を求めることについてを議題とします。

本件については、事務局が、府内及び中核市の状況を調査していますので、御協議の前に、簡潔に報告を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、資料2、市長による政策形成過程の説明努力を求めることについてをごらんください。

調査対象は、本市を除く府内32市と中核市38市でございます。府内の中核市は、府内の区分でカウントしておりますので、中核市の区分からは除いております。

それでは説明させていただきます。1の議会基本条例に規定している市は、府内では32市中4市、中核市では38市中11市、計15市でございます。府内、中核市で議会基本条例を規定している市はすべて、何らかの形で市長による政策形成過程の説明努力を求めることについて規定しております。また、規定していない市は、府内では28市、中核市では27市でございます。

次に、2の説明努力を求める事項については、議会基本条例で規定している市のうち、説明努力を求める事項の状況についてまとめております。総合計画との整合性など8項目を挙げ、事例が多いものから掲載しております。

次に、裏面にまいりまして、3の理事者側の説明方法についてですが、明文規定のある市の中で、本市の委員協議会における資料のように、理事者側が資料を任意に作成し説明する

市は、府内では4市、中核市では9市ございまして、議会側が作成した事業シートで説明する市は、中核市の2市のみでございます。

なお、4として、議会側が作成した所定の事業シートの例として、豊田市議会、大分市議会の事業シートを資料として添付しております。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの事務局の報告も参考にさせていただいて、本件について、御協議をお願いしたいと考えておりますが、初めに、本件の提案会派に、趣旨説明を含め、御意見をお伺いしたいと思います。

○堤 幸子委員 この件については、以前に資料を出していただいて、今回もとてもわかりやすい資料を出していただきました。どのような過程を経て政策の提案に至ったのかというところで、以前の資料にもありましたが、政策等を必要とする背景、提案に至るまでの経緯、市民参加の実施の有無及びその内容など、そういうことの説明努力を求めるといふ提案です。

この中身の文書の書き方などについては、皆さんと議論していただきたいと思うのですが、庁内会議の詳しい内容などがなかなかわかりにくいということもありまして、こういう提案をさせていただきました。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの委員の御発言を踏まえ、市長が新規政策等を提案するのに際し、どのような政策形成過程を経てきたのかがわかるよう、どのような事項について市長に説明努力を課すべきか、恐らく、本市においては委員協議会の中で出されている資料がこれに当たると思いますが、委員間で御協議をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

○前田富枝委員 提案会派にお聞きしたいのですが、これは、本会議の場で求めるということですか。今、常任委員会で似たようなことをやっていますけれども、どちらをおっしゃられているのですか。

○堤 幸子委員 今は本会議の前に委員協議会でやっていますけれども、もう少し詳しくというか、わかりやすくしていきたいというのが趣旨です。

政策形成過程がわからないと、どんな形で決まってきたのかというのがわかりにくいいため、私たちも提案されたものについて、やっぱり判断できないというところですよ。

○前田富枝委員 私もきょう、この資料をいただいて、ぱっと見せていただいて、こういうことをいろいろやってきたんだよというのが見えるので、確かにわかりやすいなどは思います。

本会議ではなくて委員会の場で、資料としてこういうふうに出されるのはいいのかなというのは、今、個人的に思いますけれども、一旦持ち帰らせていただきたいと思っております。

○高橋伸介委員 本件は日本共産党議員団から提案されたものですがけれども、私どもの会派でも、議会基本条例のもととなるモデルを検討していたときに、これってやっているよねという話になったんです。地方では、委員協議会というシステムを持っておらず、突然、常任委員会があって、本会議というところが結構多いんですね。うちは、4つの常任委員会のもとで委員協議会というのをもう既にやっていて、そこで質疑しているのがこれに当たるのかなと思います。とするならば、いい提案をしてくれたなど、会派のメンバーで言っていたのです。

例えば、今、委員協議会において、本会議で諮るものについて事前に資料等の説明をやり

ますよね。この資料が丁寧な部とそうでない部があって、書式も一定していないということで、きょう、資料2を見せていただくと、報告書や説明資料という書式があります。ですから、ある意味、今の委員協議会の資料をこのフォーマットで均一化していただいて、なおかつ、せっかく丁寧な部がありますから、その資料を附属資料という形で付けていただくと、委員協議会を欠席しても後でわかるということで、改善してもらえ余地があるのかなということをお話の中で話しておりました。

きょういただいた資料を持ち帰って、改めて検討してみたいと思っております。

**○大森由紀子委員長** 本件については、本市において、既に委員協議会で一定の資料が用意されておりまして、比較的詳細な説明をされているところもあります。ただ、今、副委員長がおっしゃったように、資料の作成方法が一律ではなく、部署ごと、案件ごとにばらつきがあるのが現状です。

そこで、御提案がありましたように、また、資料にもありましたように、他の市議会の議会基本条例に列挙されている事項を参考にしながら、記載事項を統一していただくよう理事者に求めていきたいと思っております。

本件について、現時点での協議はこの程度にとどめまして、どのような事項を規定するかは、来年度に予定されている議会基本条例の案文策定作業の中で、検討してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

**○大森由紀子委員長** 特に御異論もないようですので、本件については、ただいま申し上げたとおりに取り扱うこととさせていただきます、その旨を中間報告書に盛り込みたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、理事者の皆さんにおかれましては、ここで退出をしていただいて結構です。長時間にわたりましてありがとうございました。

〔北村昌彦政策企画部長、高井法子財務部長退席〕

**○大森由紀子委員長** 次に、議長の任期及び選出方法についてを議題とします。

本件については、まず、議長の任期について、御協議をお願いします。

前回の委員会におきまして、議長の任期については、申し合わせにより1年としている現在の運用を変えるには至らないとする御意見で集約させていただきました。また、地方自治法が公職選挙法に規定された立候補制に係る規定を準用していないことを踏まえ、事実上の立候補制は採用しないという御意見で集約もさせていただいたところです。

残るは、正副議長等の選出を行う臨時会の運営についてですが、正副議長や他の役員の選出を行う臨時会の会期を短縮するとともに、議事日程を明確化し、できるだけ市民の皆さんに不透明感を持たれないようにしたいという御意見がございましたので、引き続き、御協議を願いたいと思います。

正副議長等の選出を行う臨時会については、例年、会期を4日間としておりますが、本会議が始まる時間が一定せず、会期中のいつの時点で正副議長選挙が行われるかということも不明であるため、傍聴者や理事者に御不便をおかけしているところでございます。

そこで、正副議長等の選出を行う臨時会については、初日は午前10時に開会をし、議案審議を終えた後、当日中に正副議長選挙を行うことを慣例化し、翌日を休会とした上で、会

期の3日目、本会議としては2日目の午前10時からその他の議会役員の選出を行って閉会するという案を、具体例として、前回、私から提案させていただきました。

この案に対しては、正副議長候補者の調整が難航した場合の対応を危惧する御意見もありましたので、その場合は、会期の2日目、休会予定の日の本会議を開くこととしてはどうかと考えております。また、会期は3日間とするものの、4日目に予備日を設ければ、不測の事態にも対応できるのではないかと考えております。

以上の修正点を踏まえまして、委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森由紀子委員長 特に御異論もないようですので、本件については、ただいま申し上げたとおり取り扱うこととさせていただきます、その旨を中間報告書に盛り込みたいと考えております。よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、陳情、請願の取り扱いについてを議題とします。

本件については、事務局が、府内及び中核市の状況を調査していますので、御協議の前に、簡潔に報告を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、請願及び陳情の取り扱いについて、説明させていただきます。

資料3をごらんください。

1の請願については、請願者本人が趣旨説明を行うことができる機会を設けてはどうかという御提案でございましたので、その趣旨に沿って調査させていただきました。

まず、(1)請願の趣旨説明については、請願の趣旨説明をだれが行っているのかを調査したものでございまして、本市と同様に、紹介議員が行う市や、事務局が請願文書表の朗読を行うことにより趣旨説明に代えるなど、請願者本人以外が趣旨説明を行っている市、または請願文書表を配付するのみで趣旨説明は行わない市などを合計しますと、府内では32市中27市、中核市では38市中29市となっております。

ただし、請願者本人が希望し、かつ、請願の審査に必要なかどうか、請願が付託された委員会に諮って委員長が許可した場合など一定の要件のもとで請願者本人が趣旨説明を行うことがある市が、府内では5市、中核市では9市ございます。

続いて、(2)ですが、請願者本人が趣旨説明を行うことがあると回答した市に対し、請願の趣旨説明を行う場について調査したところ、府内では5市すべてが、請願が付託された委員会の開議中との回答でした。また、中核市については、請願が付託された委員会の開議中が4市、その他が5市となっておりますが、その他の5市については、付託された委員会の開会前、休憩中、散会后などを利用して、請願の趣旨説明が行われております。

そういった点を考慮しますと、請願者本人による趣旨説明は、すべての市で請願が付託された委員会で行われていると言ってよいと思います。

このような違いが生じるのはなぜか調査したところ、従来、委員会の正式な出席者とするためには、参考人招致の手続をとる必要があると言われており、その場合は、自ら希望して趣旨説明を行う請願者本人に対して費用弁償をしなければならぬため、また、より簡便な手続で請願者に趣旨説明の機会を与えた方が望ましいと考えたためといった回答や、請願者

の精神的負担を軽減するためといった回答がございました。

なお、この点については、近年、希望すれば請願者本人が趣旨説明を行う機会を設けることを議会基本条例に規定し、特に費用弁償などは行っていない地方議会もあるように聞いております。

さらに、(3)として、請願者本人に対し、質疑を行っているかどうかという点についても調査したところ、府内では5市すべてで行っており、中核市では9市中4市で行っているとのことでした。請願者本人に対し質疑を行っていない市は、先ほど申しあげましたように、付託された委員会の開会前、休憩中などを利用して、請願の趣旨説明を行っている市とほぼ一致しております。

次に、裏面にまいりまして、2の陳情についてですが、これは、陳情についても本会議に上程し、所管の委員会に付託して審査した上で採決するという、請願と同様の手続をとってはどうかという御提案でございましたので、その趣旨に沿って調査させていただきました。

まず、(1)陳情の取り扱いについてですが、請願と同様の取り扱いを行わない市は、府内では32市中27市、中核市では38市中22市となっております。ただし、一定の要件のもとで請願と同様に扱うことがある市が、府内では5市、中核市では16市ございます。そのうち、府内の河内長野市は、平成17年に1例あったのみとのことでした。また、中核市の富山市、奈良市、福山市の3市は、近年、全く実例はないとのことでした。

このように、一定の要件のもとで陳情を請願と同様に扱う市では、そもそも採択、不採択に適したものしか陳情として受理せず、さらに所管の常任委員長の裁量により付託の有無を決するなど、最終的に常任委員会で審査する陳情が少なくなるケースもございました。

また、所管の委員会に付託するといっても、単に内容の確認にとどめ、採決などは行っていない例も見受けられます。

なお、本市では、議長あての要望等をすべて陳情として受け付け、議長への供覧後、その写しを全議員に配付しております。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの事務局の報告も参考にいただき、本件について、委員間で御協議をお願いしたいと思いますが、初めに、本件の提案会派に、趣旨説明を含め、御意見をお伺いします。

○堤 幸子委員 請願については、今、付託された委員会で紹介議員が趣旨説明を行っているのですが、やはり請願者本人が行う方が、その趣旨が伝わるというか、委員によりよく説明できるということで請願者本人が趣旨説明を行う方がいいのではないかとということで提案させていただきました。

また、陳情は、今、各議員にコピーが配付されているのですが、これについても一定の要件を設けた上で、例えば、市民からの陳情などを、内容を見て判断しながら、請願と同様に扱って採択するというのも必要ではないかということで提案させていただきました。

それと、お聞きしたいのですが、本市議会で、1年間にどのぐらいの請願と陳情があるのか、件数はわかりますか。

○沖 卓磨市議会事務局課長 平成23年度については、陳情が38件ございまして、請願が2件ございました。

○堤 幸子委員 本市における請願の数にしても、私は少ないと思っています。ですので、市民がその場で議員に対して説明できるということであれば、請願もより出しやすいというか、より出るのではないかということもあって、提案させていただいています。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの御発言も踏まえ、まず、請願者本人が趣旨説明を行う機会を与えるかどうかについて、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。

○堀井 勝委員 その議論を始める前に、全く初歩的なことで議論してほしいのですが、そもそも請願というのはどういうものなのか。請願そのものについてです。今、地域主権とか市民主権とか言われています。言えば、主権者は市民であるわけです。

請願という議会言葉が長いこと使われていて、明治からなのか、いつから使われているのかわかりませんが、この請願という言葉が本当に正しいのかどうか。議会が勝手に請願だとか何とか偉そうに言っているだけのことです。だから、請願というその言葉の意味についても、やっぱり議論すべきじゃないかと思います。これからの時代、私はまず、そこから議論したらいいのではないかと思います。

○大森由紀子委員長 それでは、事務局から説明をお願いします。吉田事務局係長。

○吉田章伸市議会事務局係長 請願と言いますのは、何人に対しても認められた憲法上の権利でございます、国や地方公共団体の機関に対し、行政上の希望を述べることをいうとされております。

地方議会への請願については、地方自治法第124条に定められておりまして、議員の紹介が必要であると書かれております。

このように請願とは、憲法や法律に根拠のあるものでございます。

○堀井 勝委員 ちょっと不勉強で、また後ほど吉田係長によく内容を聞きたいと思います。

要は、請願にしても陳情にしても、本来は、主権者たる市民が持っている権利を行使するということだと思っんです。ですから、そういう意味で、我々はやはり、主権者である人たちがそのことを述べられるように扱わなければならないのではないかと解釈しているんです。

○大森由紀子委員長 本件につきましては、今回が初めての御協議ということもありますので、いま一度、会派に持ち帰っていただき、次回以降に改めて御協議いただきたいと思います。

○大森由紀子委員長 次に、陳情を請願と同様に取り扱うかどうかについて、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。

○福留利光委員 提案会派に確認したいのですが、陳情を請願と同等に扱うとした場合、具体的なやり方として、どのようなイメージを持っておられるのでしょうか。

○堤 幸子委員 陳情を請願として取り扱う場合のイメージですか。

○福留利光委員 全く請願と一緒にですか。

○堤 幸子委員 そうです。ただ、陳情を何もかもというのではなく、一定の要件などを設けてというのはありますけれども、陳情として出されたものも請願として取り扱うということで、委員会にかけてというのは同じです。

○福留利光委員 常任委員会ですか。

○堤 幸子委員 はい、そうです。常任委員会に付託してということになります。請願と同じ取り扱いということです。

○大森由紀子委員長 本件については、各会派の御意見を一通りお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村亮太委員 申し訳ないのですが、陳情を請願並みに、同等に扱うというイメージがわからないのが正直なところ。それと、請願であれば紹介議員がいるということもありますので、どの程度同等に扱うのかというのは、完全に一緒にしてしまうと、それはまた違うのではないかなというのはあります。

○大橋智洋委員 今、お話があったように、陳情と請願の何をどう一緒にしていくのかということでもありますか、そもそも陳情が制度として要らないということなのかとか、あまり言ったら怒られるのですが、追加資料はないにしても、これなのだという提案会派としてのイメージがあった方が、話がしやすいという雰囲気はちょっとあるのかなと思うんです。

○前田富枝委員 私も木村委員がおっしゃったように、イメージが本当にわからないんです。何でもかんでもというのがちょっと見えてこない。確かに、これはないだろうと思うものもあるじゃないですか。それを取り上げるというのがね。どこで線を引くのか。まあ、請願の場合、今、紹介議員が1人要るということなので、それはそうだと思います。私も何か漠然としか物が言えなくて申し訳ないです。

○大地正広委員 私どもの会派も、イメージが全然わからないので、今回は提案会派の話を持って帰って、もう一度協議するというごをお願いしたいのですが、木村委員がおっしゃったように、請願と陳情を一緒にするというごことなのかなど、会派内でそういう疑問は多数出ておりました。この辺で持って帰って、会派で協議させてもらいたいと思っているのですが。

○高橋伸介委員 私の会派も、メンバー全員がもうひとつよくわかりませんでした。というのは、ほとんど請願の紹介議員にならないので。

例規解説集に、請願とは、陳情とはこういうものという、うちの議会としての定義がありますけれども、一緒にする必要はないよね、陳情はあくまでも陳情でいいよね、今の方法でいいよねという話は、まだあまり深くは勉強していないのですが、共通認識としてありました。

請願については、やはり議会基本条例を考えたときに、請願者本人が趣旨説明できる、または今までどおり紹介議員がやる、そういう選択制であってもいいのかなというぐらいです。

今回資料としていただいたものを持ち帰って、もう一度話をしたいと思います。

○堀井 勝委員 よく検討したいと思います。

○大森由紀子委員長 それぞれ御意見を聞かせていただいたのですが、各会派から出ていますように、提案会派の言う要件を満たしたものについて請願と同様に取り扱うという、その要件のイメージももう少し具体的にあった方が、皆さんも御協議しやすいと思いますので、本件も一旦、会派に持ち帰っていただき、次回、また御協議をお願いしたいと考えております。

○大森由紀子委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会は、これをもって散会します。

(午前11時33分 散会)

委員長 大森由紀子

議長 三島孝之